

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 5 日(金)午後 1 時 00 分から午後 1 時 55 分

2. 開催場所 役場 2 階第 7・8 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)専決事項について

7 月許可決定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から
7 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した。

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

(3)農地法第 4 条の規定による農地を農業用施設に供することの
届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためまして、こんにちは。課長が言われたように暑い日が続いております。今日の新聞に安曇野の田んぼの中に熊が出ているという記事がでていました。箕輪、伊那のほうでも熊が出てるってということで、全般に春先から出ているような報告ですが。私は宮木に住んでおりまして、学校の上の農面道路沿いにいくらか畑を作っているわけですが、収穫の時期になるとサルやハクビシンにみんな取られちゃうということで、作る意欲をなくしている方がだいぶ増えてきているわけです。今年はなぜかサルが出ていないという話を聞き、ある人曰く山の中腹にある中電の送電線の鉄塔の建て替えをしている。4月から6月いっぱいくらいまでですが、そういう影響もあるんじゃないかなんていう人もいるわけです。秋口にかけてどんな具合になるか心配ではありますけれど。8月の農業委員会を開会いたします。よろしくお願ひします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

どうもこんにちは。非常に暑い中ご都合つけていただいて農業委員会を開くことができまして感謝申し上げます。今職務代理が非常に痛切な自分のこととお話しましたけれど、そこらに熊が出没するというようなことが新聞に載っていますけれど、山に食べるものがないかどうかちょっとわかりませんが、そんな状況がよくあるというようにお伺いしております。また、この後農地パトロールの説明会がございます。私と宮原職務代理は去年経験していますけれど、ほかの方はみな初めてということで、また説明会のほうもしっかり聞いていただいでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、南箕輪農業委員会事務局の鈴木さんがお見えになっていますので、参考になるか分かりませんが十分聞いていただければありがたいかなと思ひます。それでは委員会を開きます。よろしくお願ひします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

6 番の小島委員さんと7 番の新村委員さん、よろしくお願いいたします。

<有賀会長>

それでは4 番の議事に入ります。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局をお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目表ご覧ください。上島の案件でございます。

辰野町大字上島・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字上島・・・番、面積90㎡および、大字上島・・・番、面積142㎡、地目はどちらも畑を大字上島・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は33㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、宮原代理から意見書をいただいています。よろしくおねがいいたします。

<3 番 原委員>

8月に私と宮原さんに行ってきました。お話のように問題はありません。はっきり申し上げてしまうと、2年前からもうBさんはこの畑を借りて作物を作っていたようで、畑も荒れていませんし、ご自宅のすぐそばということで、有効にこれからも利用してもらえるものと思って宮原さんと見てきました。以上です。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。このことについて何かご意見ございましたらあげていただきたいと思います。場所については(場所の確認)ところですね？

<中畑事務局次長>

(場所の説明)

<有賀会長>

この件についてよろしいですかね？(異議なしの声)じゃ、よろしく申し上げます。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

地図は1枚目の裏をご覧ください。新町の案件でございます。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字青木原・・・番に貸住宅を新設するための申請でございます。こちらにつきましては、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初は、大字伊那富・・・番、面積621㎡に貸住宅248㎡および息子さんの住宅373㎡を新築するため、4条および5条の許可を受けました。しかし、事業を進める中で面積に変更があったため、2件の事業計画変更および、許可面積が不足した貸住宅用敷地の許可申請をいたしました。計画変更後は貸住宅用地442㎡となります。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見をいただいております。

よろしく申し上げます。

<宮原職務代理>

はい、宮原が報告をいたします。去る7月11日に原委員と立会いをいたしました。(場所の説明)、昨年11月13日に農地転用の許可を受けて621㎡ということで認可を受けて進めていたわけですが、只今の事務局の説明のように建坪、敷地面積の変更ということで・・・番地を1と2に分けるといって今回申請が出ていたということです。横には既に住宅が建っていて境界、道路、上下水道いずれも問題ないと確認をいたしてまいりました。ご協議をお願いいたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご意見ございましたらあげていただきたいと思っております。よろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございました。では承認させていただきます。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

地図は2枚目の表をご覧ください。平出の案件でございます。

辰野町大字平出・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字平出・・・番に辰野町大字平出・・・番地にお住まいの B さんが太陽光発電施設を新設するための申請でございます。譲受人と譲渡人はご夫婦であり、ご自宅の裏にあります畑が、休耕になっておりましたが、有効活用を図りたいとの計画であります。申請地は第 1 種住居地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの (1) の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見をいただいております。

<6 番 小島委員>

6 番、小島です。この案件につきましては去る 7 月 6 日新村委員さんとともに現地での立会いを行いました。場所は只今説明がありましたとおり、(場所の説明)。境界等は地籍調査等によりはっきりしております。現況は畑で、約 1/3 位には自家用野菜が作付けされていましたが、申請者からは歳とともになかなか手が回らないということで、このままでは荒地になってしまうので太陽光発電設置をしたいということでございました。この施設建設によりまして、地域近辺への影響は考えにくくまた町のほうでも再生エネルギーを利用した施設の建設を薦めているということで、有益な土地利用かと思えます。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

<有賀会長>

何かご質問がございましたらあげていただきたいと思いますけれども。よろしいですかね？(異議なしの声)ありがとうございます。では承認させていただきます。それでは第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について事務局のほうからお願いします。

【議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 1 件、1 筆、面積は 3711 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。それでは報告事項についてよろしく申し上げます。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)専決事項ということでお願いしたいと思えます。7月許可決定の5条1件、長野県農業会議から7月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続けて、農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが3件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

また、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出ですが、1件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。

<事務局 横内>

(農業用施設のための転用届出説明)

<有賀会長>

今の説明で何かご質問がございましたらあげていただきたいと思いますけれども、よろしいですかね。(なしの声)はい、ありがとうございました。それでは、その他について説明をお願いします。

その他

○農業委員会憲章について(事務局 横内)

平成28年5月26日付で農業委員会憲章が新しくなった。(全員配布)

○県農業委員大会について(事務局 横内)

11月8日 午後1時～4時 伊那文化会館にて開催

○農業者年金加入推進について(事務局 横内)

(別紙 農業者年金の加入推進について 参照)

・28年度 加入推進部長を農業委員から1名～2名

28年度加入推進部長:小島委員、宮澤委員

○意見書への署名について(事務局 横内)

次回委員会開催日:9月6日(火) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

暑い中、ありがとうございました。以上をもちまして閉会といたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印